

# あなたは認定農業者ですか？

～認定農業者になりませんか？～



## 認定農業者制度とは？

和歌山市等が農業経営のスペシャリストとして認定することで、国の支援を受けられる制度です。



## 認定農業者が受けられる支援策（メリット）とは？

1

### 農業経営基盤強化資金 （スーパーL資金）

融資機関：日本政策金融公庫等

長期低利融資（農地、施設・機械などの取得に必要な資金及び長期運転資金）が受けられます。

### 農業近代化資金

融資

融資機関：農協等

長期融資（施設・機械などの取得に必要な資金及び長期運転資金）が受けられます。

※認定農業者に特例金利措置あり。

2

### 土地が借りやすい

土地

農地中間管理機構（公益財団法人和歌山県農業公社）を通じて、農地を借りる際の優先順位が高くなります。

3

### 農業者年金

補助金

月額2万円の保険料のうち1万円～4千円/月の国庫補助（最大20年）があります。

4

### 農業経営基盤強化準備 金制度

青色申告必要

税制

経営所得安定対策等の交付金の積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。5年以内に積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能です。

5

### 米・畑作物の収入減少影 響緩和対策交付金（ナラシ対策）

保険

米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネットに加入できます。拠出金が必要です。

※各支援策については、国の採択基準を満たすこと、予算に限りがあることなど、諸条件がありますので、お問い合わせください。



## 認定農業者になるには？

- 申請先：和歌山市役所農林水産課
- 申請書類：農業経営改善計画認定申請書の提出
- 締切日：毎月10日
- 認定日：申請月の月末以降
- 認定期間：認定日から5年間

※自動更新されませんので、5年毎に再認定手続きをお願いします。

認定取ってたかな？  
更新したかな？

どうやったら  
認定取れるの？



よくある  
お問い合わせは、  
裏面に記載

問い合わせ先  
和歌山市 産業交流局農林水産部 農林水産課  
TEL：073-435-1049

QRコードから申請書の  
ダウンロードができます→



# 認定農業者に関するよくある問い合わせと回答



自分は認定農業者だと思うんだけど…  
どうやったら調べられますか？

和歌山市役所農林水産課（073-435-1049）にお問い合わせ  
ください。  
過去に、認定農業者になられた場合でも、5年間の有効期限  
が切れた場合は、自動的に認定農業者ではなくなっています  
ので、ご注意ください。



認定農業者のメリットは何ですか？

国の支援策の融資や補助金の対象者の要件が、認定農業者と  
なっている制度がいくつかあります。  
また、農地中間管理機構を通じて農地を借りる際の優先順位  
が高くなります。  
表面の「認定農業者が受けられる支援策（メリット）とは？」  
をご覧ください。



認定農業者になりたいけど、農業経営改善計画認定  
申請書の書き方が分からない。  
どうしたらいいですか？

和歌山市役所農林水産課（073-435-1049）にお問い合わせ  
ください。書き方のアドバイスなどをさせていただきます。



認定要件の5年後に農業所得400万円を目指す  
という目標を達成できなかった場合は、どうなりますか？

特に問題ありません。  
また、目標が達成できなかった場合でも、認定農業者を再更  
新していただくことは可能です。  
ただし、国の補助制度等を活用していただいている場合は、  
注意が必要ですので、農林水産課の担当者にご相談ください。

